

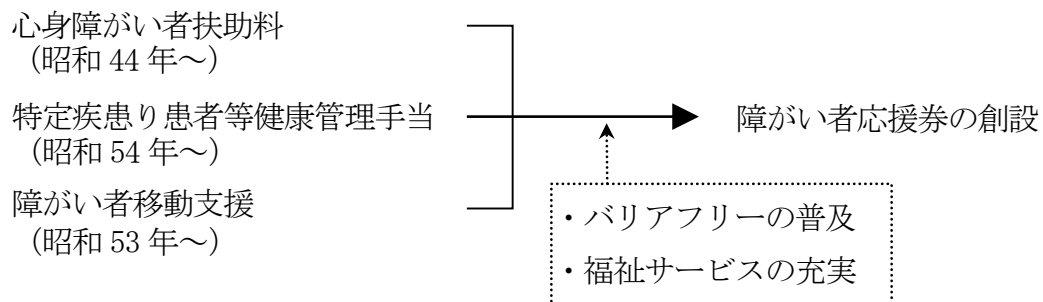
## 障がい者を支援する事業の見直しについて

### 1 見直しの趣旨

本市では、これまで経済的支援の観点から、心身障がい者扶助料や特定疾患患者等健康管理手当を支給し、また、日常生活における外出を支援するため、障がい者移動支援事業を行ってきました。

こうした中、国においては、平成5年の障害者基本法の制定を機に、ノーマライゼーションの考えのもと、ハートビル法や交通バリアフリー法などの施行により、障がいのある人が外出しやすい環境の整備を進め、また、障害者総合支援法などの施行により、生活支援や就労支援などの福祉サービスを充実させ、障がいのある人を取り巻く環境が変化してきています。

こうした状況の変化を踏まえ、これまでの経済的支援を主体とした施策から、「社会参加の促進」、「生活支援」に重点を置いた施策を展開することとし、必要な人に必要な支援を行う、より利用しやすい事業に改め、現行の3つの事業を再編し、「障がい者応援券」を創設することとするものです。



### 2 障がい者応援券の概要

#### (1) 支給対象者

春日井市民であって、次のア～キのいずれかを取得している人

- ア 身体障がい者手帳 1～6級
- イ 療育手帳 A～C判定
- ウ 精神障がい者保健福祉手帳 1～3級
- エ 特定医療費受給者証
- オ 特定疾患医療給付事業受給者票
- カ 小児慢性特定医療費医療受給者証
- キ 被爆者手当証書

## (2) 区分と支給額

支給額	区分	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	特定医療費 受給者証等 ※1
最重度 5,000 円/月		1, 2 級 かつ 国3手当受給 ※2	A判定 かつ 国3手当受給	1 級 かつ 国3手当受給	—
重 度 4,000 円/月		1, 2 級	A判定	1 級	—
中 度 3,000 円/月		3, 4 級	B判定	2 級	※3 高額かつ長期該当
軽 度 2,000 円/月		5, 6 級	C判定	3 級	上記以外

※1 特定医療費受給者証等 … 前項のエ～キ

※2 国3手当受給 … 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過福祉手当の3種類の手当のうち、いずれか1つを受給している人。

※3 高額かつ長期該当 … 指定難病の治療に係る医療費総額が50,000円を超える月が年間6回以上ある人。

## (3) 主な使途

### ア 社会参加の促進

旅行、スポーツ、コンサート・観劇、ガソリン、タクシー

### イ 生活支援

医薬品、日用品（食料品除く）、理・美容、福祉用具、障がい福祉サービス

## 3 スケジュール

平成27年 9月 パブリックコメント

平成27年12月 条例案提出

平成28年 2月 事業者募集

平成28年 8月 事業開始